

豪雨災害に対する防災対策推進のため検討すべき課題
及びその対策について（第 1 回改訂版）

平成 16 年 8 月 25 日
平成 16 年 7 月梅雨前線豪雨
災害対策関係省庁局長会議

1) 豪雨災害時の防災情報の伝達・提供の迅速化・確実化に関すること

NO.	タイトル	概要	関係省庁等	進め方
1	防災行政無線 （同報系）の 普及促進	避難勧告や避難指示情報を 地域住民に伝達する防災行 政無線（同報系）の普及促進 に向けた取組み。	消防庁、 総務省	整備率 68.0%(平成 16 年 6 月 30 日 現在)の向上に向け、関係省庁連携 の下、引き続き普及促進に努める。
2	地上デジタル 放送による携 帯端末向け放 送の利活用の 検討	地上デジタル放送による携 帯端末向け放送を防災分野 に導入した場合の効果等につ いて検討。	総務省、 消防庁	7 月 28 日の情報通信審議会・中間 答申にて言及。今後、来年 7 月の 最終答申に向けて、関係省庁連携 の下、検討を進める。
3	携帯電話の緊 急通報者の位 置情報通知	携帯電話からの緊急通報サ ービスにおける発信者位置 情報通知機能の導入に向け た取組み。	総務省、 消防庁	総務省の情報通信審議会（本年 6 月 30 日答申）により、当該機能の 技術的条件が取りまとめられ、緊 急通報受理機関等の準備期間を考 慮して平成 19 年 4 月導入が導入目 標とされたところ。
4	電気通信サー ビスの障害等 の迅速な情報 収集	固定電話・携帯電話等の電気 通信サービスの障害・復旧等 に関する迅速な情報収集・伝 達体制の整備に向けた取組 み。	総務省	総務省において、電気通信サー ビスの障害・復旧等に関する情報収 集・伝達のためのシステム構築を、 平成 15 年度から 17 年度までの計 画で実施中。

5	非常時における通信確保	災害時において公衆回線等通常ルートが途絶した場合の防災関係機関の通信網を活用して通信を確保するための非常通信ルートの策定と、これを用いた通信訓練の実施による非常時の通信確保の取組み。	総務省	被災地の市町村から都道府県までの非常通信ルートの策定・実践的通信訓練の実施等について本年4月に防災関係機関に対し要請し、現在各地方で取組中。さらに、平成16～17年度に非常時における防災関係機関の通信システムを相互接続・利用するための技術的要件やガイドライン等の検討を進める。
6	防災情報システムの整備促進と広域連携についての検討	各地方公共団体の地域公共ネットワーク等を活用した防災情報システムの整備を促進するとともに、広域的連携についての技術的課題やアプリケーションのあり方について検討中。	総務省	総務省では、地域公共ネットワークの全国整備を平成17年度中の課題として取り組んでいるが、「地域における情報化の推進に関する検討会」等において関係省庁と連携しつつ、同ネットワーク等を活用した広域連携方策の実証を視野に、その技術的課題等について検討中。
7	ハザードマップの作成・活用の促進	ハザードマップの作成・活用促進、高度化の研究と活用ガイドラインの作成、防災訓練における活用徹底等。	国交省、農水省、気象庁、国土地理院、消防庁、警察庁等	国交省等においてマップ作成の技術的支援等を継続するとともに、より理解しやすい洪水ハザードマップの作成と普及のためのガイドラインの作成に向けた検討会を設置し、年度内に検討結果を取りまとめる。また、中小河川における洪水ハザードマップ整備を促進するための制度を検討中。
8	地図表示等による分かりやすい防災情報の提供・共有化	防災情報共有プラットフォームの構築をはじめ、住民と防災機関の情報共有体制の強化	内閣府、消防庁、警察庁、国交省等	平成17年度の構築を目指して大規模地震等をモデルに検討を始めている防災情報共有プラットフォームに豪雨災害時に必要な情報も組み込むことについて、検討を進めていく。併せて、関係省庁と各関係機関との間の情報共有や、住民等の外部に対する情報提供について検討を進めていく。

9	要員派遣を含めた国と自治体との連携強化	平素からの訓練強化等とともに、発災時の状況に応じた、府県への陸上自衛隊連絡要員の増強、被災市町村への派遣、消防庁・警察庁・国交省・海上保安庁職員の派遣・連絡要員増強等、気象台職員の府県への派遣体制整備の徹底等を検討。	消防庁、防衛庁、気象庁、警察庁、海上保安庁、国交省、内閣官房等	防衛庁は、7月28日における会議において、全国5つの陸上自衛隊方面隊災害派遣担当に対して指示。気象庁は、未着手の府県との調整についての検討着手済。その他関係省庁においても、検討を着手済。
10	ヘリテレ等の整備による情報収集力の向上	被災状況等の災害情報を確実に受信するため、未設置の府県等を中心にヘリテレ、高所監視カメラ等の整備を進める。	消防庁、警察庁、国交省	国交省は、ヘリテレ不感地帯解消のため必要なエリアでヘリテレ基地局及び可搬中継局の整備を引き続き進める。その他関係省庁においても、引き続き、未設置の府県等に対し、整備を働きかけていく。
11	避難勧告・指示、避難行動マニュアルの整備	有識者も含め、今回の避難行動等を実態調査の上、国・自治体・住民間の情報伝達、避難勧告・指示の判断の参考となる客観的基準等を含めたマニュアルを整備。	内閣府、内閣官房、消防庁、警察庁、防衛庁、国交省、気象庁、総務省等	8月18日に都道府県防災主管課長会議を開催し、風水害対策の徹底を図ったほか、26日から27日にかけて現地調査等を実施の上、避難勧告・指示の判断基準の策定方法、情報伝達体制、住民への迅速・確実な伝達手段、住民の避難行動、などについて有識者等からなる検討会において2-1と連携しつつ検討し、年内に暫定版マニュアルを取りまとめる。
12	評価指針策定を含めた市町村の防災力強化推進	迅速・的確な避難指示や誘導等、市町村の地域防災力・危機管理能力の向上を図るための評価指針を策定する。	消防庁	消防庁において検討を着手済。7月末に有識者等からなる検討委員会を開催し、今後の方向性について検討。今年度内を目処に、評価指針を作成する。

13	洪水時の水位危険度や浸水等情報のリアルタイム提供	市町村長の迅速・的確な避難勧告等の判断根拠となる、水位危険度、時間的猶予等の情報を河川巡視、CCTV カメラ、浸水モニター等による浸水情報とともにリアルタイムで提供。	国交省	リアルタイムで提供する情報内容等を検討して、手引き等を年度内に作成。それに基づき、平成 17 年度から試行実施。また、水位情報空白地帯の解消のためのテレメータの設置の推進、防災に関する各種情報の一元的な管理システムの構築等を検討中。
14	地上デジタル放送等を活用した防災情報提供手法の検討	国交省光ファイバの民間開放制度や地上デジタル放送を活用し、防災情報を各家庭に提供する情報流通ネットワークの技術的検証	国交省、総務省等	関係省庁において検討を着手済。年度内に情報提供内容等について検討し、平成 17 年度から技術的検証を実施する。
15	多様な手段を用いた避難支援情報提供の強化	河川沿いのスピーカー、電光掲示板等の河川管理用情報提供施設を用いて市町村の情報を提供。河川関係情報のインターネット、携帯電話、CATV 等様々な媒体による情報提供。	国交省	国交省において着手済。河川管理用情報提供施設を用いた市町村情報の提供は、平成 16 年度からモデルダム・河川を定め、実施手法の検討に着手する。土砂災害については、16 年度から確実な情報伝達のための実証実験を実施する。
16	重要水防箇所情報の周知	堤防弱部などの重要水防箇所の位置及び内容を住民に周知。	国交省	重要水防箇所のホームページへの掲示、従来から行っている水防管理団体等との合同巡視に地元自治会等の参加を求める等により周知に努める。具体的には、これからの本格的な台風期にあたり、重要水防箇所情報のインターネットへの掲示を行うなど、住民への周知を実施することについて、8月9日に、地方整備局に指示するとともに、地方整備局を通じて都道府県にも要請を行ったところ。

17	土砂災害情報相互通報システム整備事業の実施	土砂災害情報相互通報システム整備事業により、住民からの前兆現象の通報等住民との情報交換を直接行うための端末の整備を行う。	国交省	国交省において平成12年度より実施中。引き続き、土砂災害の恐れの高い緊急に整備を要する箇所について重点的に実施。
18	土砂災害警戒情報の提供の本格実施	国交省・気象庁及び消防庁の連携による土砂災害警戒情報の提供の本格実施により、市町村長による避難勧告等の発令支援を行う。	国交省、 気象庁、 消防庁	平成14年よりモデル県で試行段階であり、17年から順次本格運用を開始。関係省庁間で従前どおり連携の下、進める。
19	水害に対する住民等の理解の向上	集中豪雨のメカニズムや予測、破堤による洪水の氾濫流の挙動とそれに対する避難方法、越水に対する堤防の脆弱性など治水施設に関する情報等について、パンフレット等を活用し、住民等へ周知する。	国交省、 気象庁、 消防庁	気象庁・消防庁・国交省は、リーフレット「集中豪雨への備え」を作成し、9月中に地方公共団体防災担当者等に配布予定。また、国交省は、パンフレット等広報ツールの作成に着手済。

2) 災害時に高齢者等が安全かつ迅速に避難できる体制の整備に関すること

NO.	タイトル	概要	関係省庁等	進め方
1	高齢者等災害時要援護者の避難支援ガイドラインの策定	有識者も含め、今回の高齢者、児童等の被災状況の実態調査、先進事例等の調査研究の上、避難支援ガイドラインを作成する等、災害時要援護者の避難支援のための各種施策の検討・実施を行う。	内閣府、内閣官房、消防庁、警察庁、厚労省、国交省、文科省、農水省、気象庁等	8月18日に都道府県防災主管課長会議を開催し、風水害対策の徹底を図ったほか、26日から27日にかけて現地調査等を実施の上、高齢者等避難支援の先進事例や、高齢者一人一人について援助者を定めるなどの救援プラン、災害時に助けを必要とする高齢者の情報を活用できる仕組み等について有識者等からなる検討会において1-11と連携しつつ検討し、年内にガイドラインを取りまとめるとともに、中長期的な課題について整理する。
2	高齢者等の早期避難のための水位等の情報提供	高齢者等が避難に要する時間を加味した避難勧告等の判断の助けになる水位等の情報提供。	国交省	高齢者等が時間的余裕をもって避難できるために河川水位等の情報提供のあり方を検討し、2-1と連携しつつ年度内に災害弱者に配慮した河川情報提供のあり方について取りまとめる。それに基づき、平成17年度より試行実施。
3	高齢者等早期避難のための消防団等の充実強化	高齢者等の避難誘導を行う上で中心的役割を果たす消防団・自主防災組織の施設設備等の整備を促進し、活動の充実強化を図る。	消防庁	消防庁において検討に着手済。2-1と連携し、地方公共団体が活用できる具体的な取組みについて検討を開始。
4	水防活動における避難誘導支援の充実	高齢者等の避難誘導活動を充実できるように水防活動の内容の明確化。	国交省、消防庁	関係省庁連携の下、1年程度で取りまとめる。

3) 河川堤防の点検・整備をはじめ総合的な治水対策の推進に関すること

NO.	タイトル	概要	関係省庁等	進め方
1	堤防等の目視による緊急点検	堤防等を目視により緊急点検し、必要な修繕等を行う。	国交省	国交省において、目視による緊急点検を行い、必要に応じ補修すること等について、7月23日に整備局等に指示するとともに、都道府県に対し要請済。
2	中小河川における堤防点検・対策ガイドラインの策定	延長が長い場合十分な点検がなされていない可能性のある中小河川について、早急に堤防点検等すべく、ガイドラインを策定。	国交省	国交省において直轄管理区間に關して平成16年3月に策定済のガイドラインを参考に、10月中を目途に、中小河川に関するガイドラインを策定する。
3	堤防等の点検と弱部の緊急強化対策	ガイドラインに基づき、堤防の点検及び対策を実施。	国交省	3-2のガイドライン策定後、都道府県において速やかに実施されるように要請する。既にガイドラインが策定されている直轄管理区間に關しては、平成16年度より必要に応じた対策を実施。さらに、中小河川の堤防弱部の緊急強化対策を推進するための制度を検討中。

4) 局地的集中豪雨に係る観測・予報体制等の充実強化に関すること

NO.	タイトル	概要	関係省庁等	進め方
1	防災気象情報の精度の向上	数値予報の改善(降水過程の精緻化、解像度の向上等)、都道府県の雨量観測データ活用の促進(現在 29 都道府県)等観測体制の強化。	気象庁	気象庁において技術開発を進めている。9月から予測手法を改善し、平成 18 年には現在の 10km 格子から 5km 格子に精密化する。都道府県の雨量観測データについては、未入手の都道府県との調整を進め、気象庁における活用を促進する。
2	市町村防災対応を支援する防災気象情報の提供	防災気象情報提供単位の細分化(現在 362 区分)、降水ナウキャスト情報(現在の 6 時間先まで 30 分毎に加え、1 時間先まで 10 分毎に)の市町村への提供の促進。	気象庁	気象庁において着手済。降水ナウキャスト情報については、平成 16 年度中に図情報として地方公共団体等への提供及びインターネットを通じた提供を開始する。
3	小流域の河川における実用的な洪水予測の検討	レーダー雨量等の実況雨量及び予測雨量を活用し中小河川における洪水の危険度をリアルタイムで把握し提供するシステムの開発。	国交省、気象庁	関係省庁連携の下、小流域河川等についての洪水予測技術の検討を開始。年度内にシステム構築の手引きを作成し、平成 17 年度以降にモデル中小河川でのケーススタディを実施し検証を行う。
4	浸水予測情報提供の検討	洪水時の浸水エリア、浸水深を予測するシミュレーションツールの開発。	国交省、気象庁	関係省庁連携の下、年度内にモデル河川でのケーススタディを実施し、その結果をもとに浸水予測シミュレーションの手引き(仮称)を作成。平成 17 年度より試行。
5	洪水予報河川の指定の推進	都道府県洪水予報指定河川の実施河川数(現在 15 道府県、19 水系、29 河川)の拡充。	国交省、気象庁	平成 17 年出水期までに新たに 20 程度の河川について洪水予報河川の指定の準備を進めている。

5) その他

NO.	タイトル	概要	関係省庁等	進め方
1	ボランティア活動の支援強化	災害時におけるボランティアやNPOの活動を確保・促進するため、先進事例集の作成や情報入手の環境整備等、各種施策を検討・実施する。	内閣府、消防庁、厚労省、農水省等	関係省庁連携の下、先進事例や、ボランティア活動等のための環境整備に資する事項を収集・検討し、年度内に取りまとめ、理解促進を図る。
2	ゴムボート等の救助資機材の確保や排水ポンプ車等による応急対策支援	ゴムボートをはじめ各種救助資機材の確保・配備促進や、排水ポンプ車等の派遣による応急対策支援。	内閣府、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁、国交省	着手済。関係省庁において個別に確保等を進めるとともに、随時、内閣府において集約・還元し、関係省庁間での情報共有を図る。また、国交省では、災害対策用資機材の提供等自治体との間の応援に関する取り決めの締結促進等を図るとともに、大規模な水害が発生した際に、排水等により被災地の復旧を早急におこなうため、国による広域的な緊急援助を行う制度を検討中。
3	緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）の整備促進	緊急消防援助隊や広域緊急援助隊の編成や、ヘリコプター等の施設・設備の整備を促進するとともに、現地先遣隊の派遣等迅速・的確な出動体制の整備を図る。	消防庁、警察庁	関係省庁において着手済。消防庁は8月5日に今般の豪雨災害に係る緊急消防援助隊長会議を開催したほか、警察庁も今後中部管区警察局及び関係県警察からなる検討会を開催し、今回の活動内容の検証とともに、今後の迅速・的確な出動体制について検討。
4	地域防災拠点となる公共施設的安全性確保・被災（水没）対策の推進	児童等の安全確保とともに、応急避難場所の役割を果たす学校、役場施設等の安全性確保に関する検討や、災害対応にも必要な重要書類の被災（水没）対策についての注意喚起。	内閣府、消防庁、文科省等	内閣府・消防庁は8月中の現地調査で役場施設について検証し、所要の検討の上、適宜、注意喚起等を図っていく。文科省は、学校施設的安全性の確保等のため学校設置者が点検、実施すべき措置を検討し、年内を目処に取りまとめ、注意喚起等を図っていく。

5	企業・NPO 等の防災活動への参画の検討	企業、NPO 等の協力のあり方について検討。	内閣府、 国交省、 消防庁	関係省庁連携の下、1 年程度で取りまとめる。
6	災害廃棄物の適正処理の促進	災害に備えたがれき等の置き場所や処分場の確保、冷蔵庫等からのフロン類の適切な回収の実施等による災害廃棄物の適正処理の確保の促進を図る。	環境省	環境省において、フロン類対策に関しては、7月23日に各都道府県及び政令指定都市に通知を実施。置き場所及び処分場の確保に関しては、今後も全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等で呼びかける予定。